

beyond2020プログラム認証要領

平成28年12月26日
内閣官房オリパラ事務局作成

(目的)

第1条 この要領は、「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」に基づき、beyond2020 プログラム（以下「beyond2020」という。）を認証する際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

(認証の要件)

第2条 beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動をbeyond2020に認証する。

(1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッショントン、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

(2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

(マークの使用)

第3条 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができます。

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。

(マークの使用制限)

第5条 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長（以下、「内閣官房オリパラ事務局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当

する場合、マークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) マークの変形を行う場合又は立体物でその表現がマークの立体物と認められない場合
- (9) その他、内閣官房オリパラ事務局長が不適切と認める場合

(認証の対象となる事業・活動の実施主体)

第6条 以下に掲げる者は、内閣官房オリパラ事務局長に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができるものとする。ただし、日本国内に拠点がある者とする。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

(認証の対象とならない事業・活動の実施主体)

第7条 内閣官房オリパラ事務局長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げ

る者の関係団体及びその役職員又は構成員

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると内閣官房オリパラ事務局長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、内閣官房オリパラ事務局長が不適切と認める者

(認証の申請)

第8条 beyond2020の認証を受けようとする場合、「beyond2020プログラム認証申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、内閣官房オリパラ事務局長に提出しなければならない。

2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(認証の手続)

第9条 内閣官房オリパラ事務局長は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、内閣官房オリパラ事務局長は必要に応じて条件を付すものとする。

2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する認証を決定した場合は、「beyond2020プログラム認証／不認証通知書」（別記様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。

3 認証の期間は、申請書に記載の期間とし、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、内閣官房オリパラ事務局長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

(認証の変更等)

第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更申請書」（別記様式第3号）に関係書類を添えて内閣官房オリパラ事務局長に提出し、変更についての認証を受けなければならない。

- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「beyond2020プログラム変更認証通知書」（別記様式第4号）により当該変更申請者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第11条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証事業の終了後1か月以内に「beyond2020プログラム実績報告書」（別記様式第5号）により認証事業の実績を提出すること。

（遵守事項）

第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザインガイドラインを遵守すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用ガイドライン等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (7) 内閣官房オリパラ事務局長が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

（認証の取消し等）

第13条 内閣官房オリパラ事務局長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると内閣官房オリパラ事務局長が認めた場合。
- (2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。

- (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
 - (5) その他認証事業の継続が不適当であると内閣官房オリパラ事務局長が認めた場合。
- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「beyonnd2020プログラム認証取消通知書」（別記様式第6号）を当該取消しを受けた者に通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日から使用対象物にマークを使用することはできない。
- 4 内閣官房オリパラ事務局長は、認証の取消しを受けた者に対して、認証の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 内閣官房オリパラ事務局長は、前三項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 内閣官房オリパラ事務局長は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

（認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等）

- 第14条 内閣官房オリパラ事務局長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。
- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

（認証条件の変更）

- 第15条 内閣官房が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

（マーク使用料）

- 第16条 マークの使用料については、無料とする。

（マーク使用の非独占性等）

- 第17条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について内閣官房が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 内閣官房は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、第12条第7号に規定する照会又は認証事業及びマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第19条 内閣官房は、本要領により認証を行った使用対象物等について、その産地や品質の保証責任は負わない。また、内閣官房は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

- 第20条 内閣官房は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。
- 2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、内閣官房に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
 - 3 認証を受けた者は、認証事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により内閣官房に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を内閣官房に賠償しなければならない。
 - 4 内閣官房オリパラ事務局長は、前二項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第21条 内閣官房オリパラ事務局長は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第22条 内閣官房オリパラ事務局長は、beyond2020の推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第23条 内閣官房は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

- 2 内閣官房が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「内閣官房」

若しくは「内閣官房オリパラ事務局長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第25条 本要領に定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房が別に定める。

附則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

事務局使用欄	窓口番号				
	受付番号				
	申請受付日	年	月	日	

beyond2020 プログラム 認証申請書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長 宛

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

(*) の項目については、beyond2020プログラムと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

■ 団体概要

フリガナ					
組織・団体名 (*)					
団体番号	過去に団体番号の発行を受け付けている場合に記入してください。 団体番号の入力がある場合、以下の項目への入力は不要です。				
フリガナ					
代表者	役職	氏名			
担当者情報	部署名		フリガナ		
	TEL		氏名		
	FAX [任意]		番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください。		
	メール アドレス				
住所	郵便番号	ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。			
	都道府県	市区町村	政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。		
	町名・番地				建物名・部屋番号
団体属性			以下の中から該当する選択肢を選んでください。		
			■ JP : 国の行政機関	■ LG : 地方公共団体	
			■ SC : 国立大学法人および学校法人	■ PV : 公益法人又はこれに準ずる団体	
			■ CP : 株式会社等その他法人格を有する団体	■ EX : その他	

注意事項

■ 団体概要に変更がある場合は、「(別紙様式第3号) beyond2020プログラム 認証変更申請書」を作成し、申請を行ってください。

2枚目に続きます

beyond2020 プログラム 認証申請書

■事業概要

フリガナ							
事業・活動名 (*)							
期間 (*)	年	月	日	から	年	月	日
開催場所 (*)	都道府県	市区町村		町名・番地			
	会場名						
活動分野 (*)	※以下のなかから該当する選択肢を選んでください。（複数回答可） <input type="checkbox"/> 地域性 <input type="checkbox"/> 多様性 <input type="checkbox"/> 創造性 <input type="checkbox"/> 国際化 <input type="checkbox"/> 多言語社会 <input type="checkbox"/> 共生社会 <input type="checkbox"/> バリアフリー						
事業概要 (*)	①②の内容を含めて、事業の概要を 300文字程度 で記入してください。 ①日本文化の魅力を発信する取組であることに関してご記入ください。 ②下記いずれか含むものにチェックを入れ、取組の内容をご記入ください。 (2点とも該当する場合には、双方にチェックを入れ、内容もご記入ください。) <input type="checkbox"/> 障害者にとってのバリアを取り除く取組である <input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である						
本事業の 対象者 (*)	※本事業の参加対象者として該当する選択肢を以下の中から選んでください。（複数回答可） <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> そのエリアにお住まいの方 <input type="checkbox"/> その他 ()						
URL (*) [任意]							
問い合わせ先 (*) [任意]	TEL			イベントに関する問い合わせ電話番号があればお知らせください。 番号の間に「-」（ハイフン）は入れずに記入してください			
参加予定人数 (*)	人	想定人数を選択してください。	参加料 (*)		有無を選択してください。		
予算[任意]	円	想定予算を記入してください。					

3枚目に続きます

beyond2020 プログラム 認証申請書

■ロゴマークの使用方法

ロゴマーク 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 ()
	映像	<input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画（会場用） <input type="checkbox"/> 動画（WEBサイト掲載用） <input type="checkbox"/> その他 ()
	WEB	<input type="checkbox"/> WEBサイト URL () <input type="checkbox"/> その他 ()
	販促物・商品	<input type="checkbox"/> 販促物 () <input type="checkbox"/> 商品 ()
	その他	使用方法について詳細を記入してください。 -----

■提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 誓約書 兼 同意書 <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかる書類（規約等）
	任意	<input type="checkbox"/> 企画内容がわかる書類（企画概要書等）

誓約書 兼 同意書

私は本事業の責任者として主催者である法人・団体が、マークの使用申請を行うに当たり、下記の事項を誓約または同意します。

記

1. 私(私が所属する法人・団体)は、以下のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない
 - (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - (6) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))がある者
 - (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
 - (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
2. 前項に反した場合には、事業認証およびマーク使用許諾の取消しを受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。
また、前項の違反により、内閣官房が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。
3. beyond2020プログラムへの申請を行うにあたり、内閣官房が制定する「beyond2020プログラム認証要領」「デザインガイドライン」の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。
4. 情報の取扱いについて
記入した情報は、内閣官房がbeyond2020プログラムの運営及び関連情報の連絡の目的に利用するほか、内閣官房が別途公表するプライバシーポリシーに従って取り扱われることに同意します。

西暦 年 月 日

内閣官房

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長 宛

住所

法人・団体の名称

代表者

(印)

(別記様式第2号)

[beyond2020 プログラム認証／不認証通知書]

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

内閣官房

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長

beyond2020 プログラム認証通知書

〇〇〇〇年〇月〇日付で申請のあったことについて、beyond2020 プログラムとして認証することを決定しましたので通知します。

認証番号：

以上

(別記様式第2号)

[beyond2020 プログラム認証／不認証通知書]

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 殿

内閣官房

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長

beyond2020 プログラム不認証通知書

〇〇〇〇年〇月〇日付で申請のあったことについて、beyond2020 プログラムとして認証しないことを決定しましたので通知します。

不認証理由

以上

事務局使用欄

窓口番号

申請受付日

年 月 日

beyond2020 プログラム 認証変更申請書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長宛

申請日 年 月 日

▼変更の箇所に✓を入れてください。

受付番号				
<input type="checkbox"/>	フリガナ			
<input type="checkbox"/>	組織・団体名			
<input type="checkbox"/>	フリガナ 代表者	役職	氏名	
<input type="checkbox"/>	担当者情報	部署名	フリガナ	
			氏名	
		TEL		
		FAX		
メール アドレス				
<input type="checkbox"/>	住所	郵便番号	ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
		都道府県	市区町村	政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。
		町名・番地		建物名・部屋番号
<input type="checkbox"/>	フリガナ			
<input type="checkbox"/>	事業・活動名			
<input type="checkbox"/>	期間	年 月 から 年 月 日		
<input type="checkbox"/>	開催場所	都道府県	市区町村	町名・番地
		会場名		
<input type="checkbox"/>	事業概要			
<input type="checkbox"/>	URL			
	その他			

(別記様式第4号)

[beyond2020 プログラム変更認証通知書]

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

内閣官房

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長

beyond2020 プログラム変更認証通知書

〇〇〇年〇月〇日付で申請があった変更について、変更を認証することを決定しましたので通知します。

以上

事務局使用欄

窓口番号

報告受付日

年 月 日

beyond2020 プログラム 実績報告書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長宛

報告日 年 月 日

(*) の項目については、beyond2020プログラムと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

■ 報告

受付番号								
フリガナ								
事業・活動名 (*)								
期間・期日 (*)	年	月	日	から	年	月	日	日間
開催場所 (*)	都道府県	市区町村		町名・番地				
	会場名							
参加者数 または 入場者数 (*)	人							
実施報告 (*)	対象にチェックを入れて、取組の実績について具体的にご記入ください。 <input type="checkbox"/> 障害者にとってのバリアを取り除く取組である <input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である							

■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 取組概要が分かるもの（事業報告書またはニュースリリース等） <input type="checkbox"/> 記録写真（2~3点）
------	----	---

■ その他

ご意見・ご感想	本事業についてのご意見・ご感想があれば記入してください。
---------	------------------------------

○○○○年 ○月 ○日

beyond2020 プログラム認証取消通知書

○○ ○○ 殿

内閣官房

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長

○○○○年○月○日付で認証した beyond2020 プログラム（認証番号 ）について、認証の取消しを決定したので通知します。

取消理由

以上